

自動車運転免許取得助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定

(省略)

令和 8 年 4 月 24 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、雇用対策の一環として、若手ドライバーの人材確保・育成のために、従業員に大型免許、中型免許（限定解除含む）、準中型免許（限定解除含む）、けん引免許を取得させる貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象運転免許)

第 2 条 助成の対象となる免許の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 大型免許：車両総重量 11 トン以上の自動車を運転できる免許
- (2) 中型免許：車両総重量 7.5 トン以上 11 トン未満の自動車を運転できる免許
- (3) 準中型免許：車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満の自動車を運転できる免許
- (4) けん引免許：車両総重量が 750 kg を超える車を牽引する場合に必要な運転免許
- (5) 限定解除：中型免許、準中型免許に限定条件が付与されている場合の解除

(助成対象)

第 3 条 運送事業者の従業員が前条に掲げる免許を当該年度の 4 月 1 日から 1 月末日、及びその前年度（4 月 1 日から 3 月末日）の間に免許取得、または限定解除に要した全額費用を運送事業者が支払った場合（消費税を除く）、その一部について助成を行うものとする。

(助成金の対象範囲及び助成金額)

第 4 条 運送事業者に助成する交付は、2 人（同一従業員 1 回限り）を限度とする。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条のいずれかの免許を取得した場合、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、大型免許取得については 60,000 円、中型免許、準中型免許、けん引免許取得については 40,000 円、限定解除（中型免許、準中型免許）は 20,000 円とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、大型免許取得については 12,000 円、中型免許、準中型免許、けん引免許取得につき 8,000 円、限定解除（中型免許、準中型免許）は 4,000 円とする。複数の種類の免許を同時に取得した場合は、助成額の高い方に準ずる。

3 特例教習の受講、準中型免許取得（AT 限定免許を含む新規取得、及び 5 トン限定準中型免許の限定解除）、外免切替講習の受講については、全日本トラック協会が実施する「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成金交付要綱」等に基づき、助成要件を満たす場合に限り沖ト協とは別に助成金を交付する。

(実績報告及び助成金の請求)

第 5 条 運送事業者は、従業員が免許取得したときは、第 6 条の期日までに、様式 1「自動車運転免許取得助成金実績報告書(兼)請求書」（以下「請求書」という。）、免許証（取得後）

の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、並びに教習所等への費用支払い領収書等の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第6条 前条の助成金交付請求期限は免許取得した日の属する会計年度の1月末日までとする。

ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第7条 沖ト協は、第5条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 運送事業者は、助成金交付後に虚偽の事実が判明した場合及び、当該免許取得者が免許取得後1年以内に退職した場合には、速やかに沖ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

(報告)

第9条 沖ト協は、この要綱に定める助成制度に関して、運送事業者に必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成24年6月29日）

第1条 本要綱は平成24年9月29日より適用する。

附則（平成25年5月30日）

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成27年4月30日）

第1条 本要綱は平成27年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月27日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

附則（平成29年4月27日）

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月25日）

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則（令和5年4月26日）

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

附則（令和 6 年 4 月 2 6 日）

第 1 条 本要綱は令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

附則（令和 8 年 4 月 2 4 日）

第 1 条 本要綱は令和 8 年 4 月 1 日より適用する。